



山形県公報

平成26年5月20日(火)
第2546号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……585
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……586
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………587

### 公 告

- 平成26年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(情報企画課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……589

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第503号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ケアネット徳洲会   | 居宅介護支援センターふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519番地1 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成26. 5. 10 |

#### 山形県告示第504号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日     |
|----------------------------------|-----------------------------|----------------|-----------|
| 株式会社託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番<br>地の4 | 福祉施設ひよっこり島<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 児童発達支援         | 平成25.10.1 |
| 株式会社託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番<br>地の4 | 福祉施設ひよっこり島<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 同         |

## 山形県告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービ<br>スの種類 | 指定年月日     |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------|
| 株式会社託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番<br>地の4 | 福祉施設ひよっこり島<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 就労移行支援          | 平成26.3.14 |

## 山形県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成26年5月12日

## 山形県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長           |
|--------------------------------|---|------|--------------------|--------------|
| 鶴岡市一霞字宮之前6番15地先から<br>同 8番1地先まで |   | 旧    | 14.8メートル<br>} 12.0 | 30.8<br>メートル |
| 同                              | 上 | 新    | 23.6メートル<br>} 16.8 | 同上           |

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成26年5月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年5月22日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県社会教育委員の委嘱（任命）に係る臨時専決処理の承認について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (3) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について
  - (4) 教職員の人事について

### 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                                    | 試験期日             | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期                        |
|----------------|-----------------------------------------|------------------|------------------------------|--------|------------|-----------------------------|
| 自衛官候補生<br>（男子） | 平成26年5月<br>20日（火）か<br>ら同年6月30<br>日（月）まで | 平成26年7月6日<br>（日） | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 平成27年<br>3月下旬<br>又は4月<br>上旬 |

#### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

#### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成26年7月1日（火）午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成27年1月1日から平成29年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 電話番号023(630)2098

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成26年6月20日（金）午後3時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Basic line communication service of the Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network, 1 set.
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. July 1, 2014
- (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年 5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」(900枚入り) 237箱 (予定数量)
- (2) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」(2,000枚分入り) 106箱 (予定数量)

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150

3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年 3月28日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 朝長通博 東京都新宿区新宿四丁目 3番17号

5 随意契約に係る契約金額

1の(1)から(2)までごとに次のとおり。

- (1) 512,244円 (1箱当たり)
- (2) 151,200円 (1箱当たり)

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                                                                                                                            | 正                                                                                                                                                                                                           |
|------------|------------|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成26. 5. 9 | 第2543号     | 550 | 下から19 | 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名<br>株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目39番8号<br>代表取締役 舟橋浩司<br>株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄226番1号<br>代表取締役 大村禎史 | 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名<br>株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号<br>代表取締役 須藤芳男<br>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名<br>株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目39番8号<br>代表取締役 舟橋浩司<br>株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄226番1号<br>代表取締役 大村禎史 |

|   |   |     |       |   |   |
|---|---|-----|-------|---|---|
| 同 | 同 | 同   | 下から14 | 3 | 4 |
| 同 | 同 | 同   | 下から12 | 4 | 5 |
| 同 | 同 | 同   | 下から10 | 5 | 6 |
| 同 | 同 | 同   | 下から 5 | 6 | 7 |
| 同 | 同 | 551 | 3     | 7 | 8 |
| 同 | 同 | 同   | 5     | 8 | 9 |